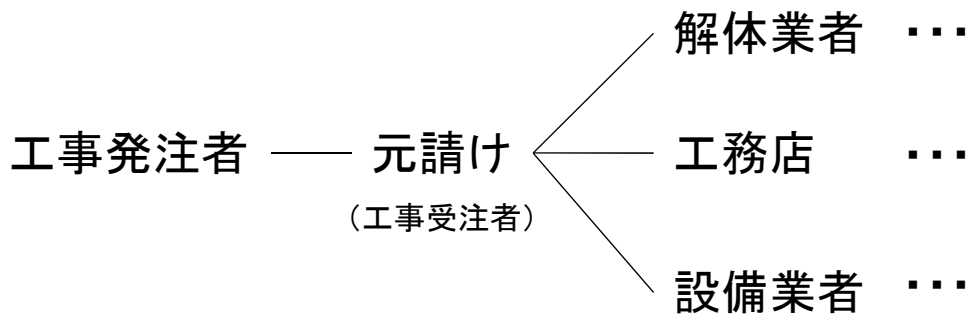


Q. こんなときの排出事業者は誰になるの？

こんなとき・・・

- ①お客様から受注した工事を自ら行って出た産廃の場合
- ②お客様から受注した工事を下請け業者に行わせて出た産廃の場合
- ③展示場の新築・解体を工務店に発注して出た産廃の場合
- ④工事中に地中から埋没された廃棄物が出てきた場合

A. 建設工事に伴って出た産廃は元請けが排出事業者です。



◇元請けは工事発注者から工事を受注した者です

- ①の場合 例えば工務店がお施主様から直接依頼を受けて自分で工事するときには元請けは工事を請け負った工務店ですので排出事業者は工務店です。
- ②の場合 例えばハウスメーカーが工事を受注し、工事自体は各協力業者に委託するときは、元請けはハウスメーカーとなります。
- ③の場合 例えばハウスメーカーが展示場のための新築工事を工務店に委託したときは、ハウスメーカーは工事の発注者となるので排出事業者ではありません。この場合の排出事業者はハウスメーカーからの工事を請け負った工務店となります。
- ④の場合 出てきた廃棄物が今回の工事によって発生したものであれば、排出事業者は元請けになります。しかし、土地所有者が過去に埋没したものが出てきたのであれば、排出事業者は元請けではなく、その土地所有者となります。

参照：廃棄物処理法第二十一条の三

今回のポイント

元請けがだれかを明確にすることが大切です！